

# 定款

## 第1条 (名称)

- この法人は一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会と称する(以後、当協議会と記す)
- この法人の英語名は”Medical Cyber Security Council, General Inc. Association”(略称 MedCSC)と称する。

## 第2条 (事務所)

- この法人の主たる事務所を、東京都中央区に置く。
- この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 (目的)

この法人は、医療を利用する患者の安全と安心を実現するため、病院・診療所等の医療機関、並びに医療情報ベンダーおよび医療機器ベンダーおよび医療情報関連ベンダー(以下、医療機関等)におけるサイバーセキュリティリスクの実効的な低減を目的とする。

### 第4条 (事業)

- この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ責任者・管理者・運用者の育成、講座・教育
  - 医療機関等におけるサイバーセキュリティガバナンス・運用組織の構築、設置に関する相談および助言
  - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ啓発・意識向上を目的とした議論、講演、演習
  - 医療機関等の迅速な復旧を目的としたサイバーインシデントレスポンスの実現を目的とした訓練の実施
  - 医療業界における情報共有の前提となる信頼関係の増進に係る議論、講演、演習の実施
  - その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 前項の主たる事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 (社員及び会員)

### 第5条 (法人の構成員)

この法人は、原則としてこの法人の理念に賛同する法人、団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

### 第6条 (会員の資格取得)

この法人の会員となるためには、理事会の定めるところにより入会申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

### 第7条 (会員)

この法人は、以下の会員を置く。(参照：エラー! 参照元が見つかりません。)

- (1) A会員・・・医療機関、薬局、など医療情報を扱う組織
- (2) B会員・・・A会員のサプライヤーやその他の法人
- (3) 個人会員・・・法人での加入ができない場合に1年度に限定して入会できる
- (4) 賛助会員・・・寄付に基づく事業を推進する会員
- (5) 特別会員・・・非営利団体や政府・外郭団体など
- (6) 理事・監事・顧問・職員など・・・法人運営を行う
- (7) 名誉会員・・・当協議会に対して多大な貢献があった場合に推薦に基づき理事会で任命する
- (8) ボランティア・・・法人運営・イベント・セミナーの支援を行う

### 第8条 (社員)

1 以下のものをこの法人の社員とする。

- (1) A会員、B会員、賛助会員、特別会員のうち、あらかじめ届け出たPoCとして登録されたもの
- (2) 理事・監事・顧問・職員
- (3) 外部委託者
- (4) ボランティア職員
- (5) 発足時社員

2 社員は法人法に規定された次に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利 (社員の代理権証明書面の閲覧等)

- (5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

3 理事、監事または会計監査人はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ免除することができない。

## 第9条 (経費の負担)

---

- 1 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったときおよび毎年、会員は社員総会によって別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 会費は、新規入会の場合は入会の申し出の翌月末までに、また継続の場合は、各年度の締日の翌月末（2023年は4月30日）までに当協議会口座に振り込むものとする
- 3 会員種別ごとの年会費は p.エラー! ブックマークが定義されていません。、エラー! 参照元が見つかりません。「エラー! 参照元が見つかりません。」を参照。

## 第10条 (任意退会)

---

- 1 会員はメールにより、担当理事及び理事会に対して退会を申し出、理事会がこれを承認することで、年度末をもって退会することができる。
- 2 退会の申し出および承認は、退会したい年度期初日の1ヶ月前までに完了している必要があるため、1月末までに退会の申し出を行うことを推奨する。

## 第11条 (除名)

---

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第12条 (会員および社員名簿)

---

この法人は、会員及び社員の氏名・名称および住所を記載した会員名簿を作成

し、この法人の主たる事務所に据え置くものとする。

### 第13条 (会員資格の喪失)

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- 2 前項各号の一に該当し会員資格を喪失したとき、代表者である社員の社員資格も喪失する。

### 第14条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

### 第15条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### 第16条 (議長)

社員総会の議長は、理事長または副理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

### 第17条 (決議)

- 1 社員総会の決議は、法令または定款に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

### 第18条 (議決権の代理行使)

社員は、この議長、およびこの法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

### 第19条 (機能)

社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会員の除名

- (2) 定款の変更
- (3) 解散および剰余財産の処分
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 理事および監事の選任又は解任
- (6) 理事および監事の報酬等の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

## 第20条 (開催)

---

- 1 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度1回招集する。会日は事業年度の締日の翌日から3ヶ月以内に招集する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) エラー! 参照元が見つかりません。エラー! 参照元が見つかりません。の規定により、監事から招集があったとき。

## 第21条 (招集)

---

- 1 社員総会は、第20条2(3)の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第20条2(1)および(2)の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、以下の項目を記載した書面または電子書面をもって、少なくとも会日の1週間前までに通知しなければならない。
  - (1) 会議の日時
  - (2) 場所・手段・オンラインリンク
  - (3) 目的
  - (4) 審議事項

## 第22条 (議決)

---

- 1 社員総会における議決事項は、第21条3の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者の3分の1以上の議決により議題とすることができる。
- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

## 第23条 (議事録)

---

社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 会員全員が同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (7) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (8) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (9) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (10) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 役員および職員

---

### 第24条 (種別および定員)

---

- 1 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事長を1人とする。
  - (2) 常任理事(副理事長)を3人とする。
- 1 履歴事項全部証明書

表1 履歴事項全部証明

項目	内容
会社法人等番号	0100-05-035176
名称	一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会
主たる事務所	東京都中央区佃二丁目2番11号
法人の公告方法	電子公告により行う。 <a href="https://medcsc.org/teikan">https://medcsc.org/teikan</a> やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。  貸借対照表の公告 <a href="https://medcsc.org/zaimu">https://medcsc.org/zaimu</a>
法人成立の年月日	令和4年6月21日
目的等	目的 この法人は、医療を利用する患者の安全と安心を実現するため、会員たる病院・診療所等の医療施設、並びに医療情報ベンダー、医療機器ベンダーにおけるサイバーセキュリティリスクの実効的な低減を目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 医療施設等におけるサイバーセキュリティ責任者の育成、教育の実施 医療施設等におけるサイバーセキュリティ運用組織の構築、設置支援 サイバーセキュリティ教育や啓発を目的とした講演、演習の実施 医療業界全体の円滑なサイバーインシデントレスポンスの実現を目的とした訓練の実施 医療業界における情報共有の前提となる関係の増進に係る議論、講演、演習の実施 その他この法人の目的を達成するために必要な附帯関連する一切の事業
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人

## 2 D-U-N-S

- [D-U-N-S#]739106116
- [名称]一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会
- [名称(英語)]MEDICALCYBERSECURITYCOUNCIL,GENERALINC.ASSOCIATION.
- [住所]東京都中央区佃2-2-11-3711
- [Address]2-2-11-3711,TSUKUDA,CHUO-KU,TOKYO

## 第25条 設立時資産

表2 設立時資産一覧

財産種別	場所・物量等
特になし	

## 第26条 付録

表 3 会員種別と年会費

会員区分	会費	会員詳細
A 会員	診療所等年会費 20,000 円/口 200 床未満年会費 100,000 円/口 400 床未満年会費 150,000 円/口 400 床以上年会費 200,000 円/口	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関など、当協議会の趣旨に賛同し、基金を拠出する法人</li> <li>当協議会におけるサイバーセキュリティ支援を受けるもの</li> </ul>
B 会員	法人年会費 100,000 円/口	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関に対するサプライヤーもしくはその他の法人など、当協議会の趣旨に賛同し、基金を拠出する法人</li> <li>当協議会におけるサイバーセキュリティ支援を受けるもの</li> </ul>
個人会員	年会費年会費 10,000 円/口	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な事情により組織での加入ができない、予算確保の都合などで法人として加入できない場合、組織の中の個人として加入できる</li> </ul>
賛助会員	原則は A/B 会員と同等。 ただし、別途契約で定めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会との業務提携等に基づく当協議会の趣旨に賛同して基金を拠出し、さまざまな活動において活動を共にする法人</li> </ul>
特別会員	無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁</li> <li>官公庁外郭団体</li> <li>非営利法人</li> <li>任意団体</li> </ul>
役員・顧問	無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事</li> <li>監事</li> <li>顧問</li> </ul>
名誉会員	無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>当協議会の領域で優れた貢献を行ったもの。推薦に基づき理事会による審査が必要</li> </ul>
ボランティア	ボランティア活動の実態がある場合は無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会に承認された運営に協力いただける個人</li> </ul>

## 第27条 変更履歴

表 4 変更履歴

作成日時	目的
2022 年 5 月	一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会発足時に作成
2023 年 12 月	公益認定を前提として修正案作成
2025 年 6 月	公益認定のため、公益法人行政担当室の指摘を反映した修正案 個人会員を原則廃止（1年間の特例あり）年会費を 10,000 円/年に変更、代議士制を廃止（PoC が社員） ボランティア、特別会員、名誉会員を定義、外部委託者も社員に組み込み 任意退会は申請と、年度末の1か月前に承認が完了する必要がある旨記載 報酬および費用の弁償について明記

令和四年五月二三日

設立時社員

村井勝

鈴木克明

鳥飼幸太

松山征嗣

北村正仁

以下余白

---

ファイル名 : 医療サイバーセキュリティ協議会定款\_20250620 改定案  
(1).docx

フォルダー :  
/Users/katsu/Library/Containers/com.microsoft.Word/Data/Document

テンプレート : /Users/katsu/Library/Group  
Containers/UBF8T346G9.Office/User  
Content.localized/Templates.localized/Normal.dotm

表題 : 定款

副題 : 定款

作成者 : 鈴木克明

キーワード :

説明 : 2025-6-20 改正版

作成日時 : 2025/05/18 15:38:00

変更回数 : 7

最終保存日時 : 2026/05/30 18:11:00

最終保存者 : Katsuaki SUZUKI

編集時間 : 2 分

最終印刷日時 : 2026/05/30 18:11:00

最終印刷時のカウント

ページ数 : 9

単語数 : 2,846 (約)

文字数 : 3,104 (約)